

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律
の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。（第四条、第四条の二関係）
- 2 この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）